

グリーンイノベーション基金事業実施にかかる新たなプロジェクト管理方法 (プロジェクトマネージャーの任命) について

令和3年9月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

1. 本日本日お話ししたい事項

NEDOにおいて、グリーンイノベーション基金事業 (GI 基金事業) の本質でもある社会実装に向けた企業のコミットメントの下、限られたリソースの中で効率的にプロジェクトを実施し、成功に導くため、次の2点について御了承いただきたい。

- ・各プロジェクトの実施責任者たるプロジェクトマネージャー (PM) について、参画企業からの出向人材を充てることを可能とすること
- ・上記の PM 任用に伴い、考えうる利益相反行為を未然に防止するための措置

2. 従来の NEDO プロジェクトマネジメントの仕組み

- ①NEDO では、プロジェクト毎にプロジェクトチーム (PT) を設置した上で、理事長が PT の実施責任者として PM を任命し、プロジェクトの推進及び管理を行っている。(別添 1 参照)
- ②PM は、プロジェクトの推進及び管理に関する以下の業務の実施責任者 (関係業務の総括) としての役割を担う。
 - ・公募・審査・採択・契約/交付・検査・支払に係る事務
 - ・プロジェクトの進捗状況の把握と参画企業 (実施者) に対する支援
 - ・担当省庁、関係する委員会等への報告 等
- ③また、NEDO では、PM は組織としての決裁事項等に関しては上長 (理事長、副理事長、担当理事、部長など) の監督下で一定の権限を分掌する。
- ④なお、従来の NEDO プロジェクトにおいては、参画企業との関係で利益相反が生じる可能性についての懸念が生じることがないよう、プロジェクトと関係しない企業等からの出向職員又はプロパー職員を PM に充てている。

3. GI 基金事業におけるプロジェクト参画企業からの出向者を PM に任命する必要性と利益相反行為の未然防止のための措置の考え方について（案）

- ①GI 基金事業は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、研究開発から社会実装までの取組について、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す企業に対し、最大10年間かつ大規模に支援する事業である。また、各プロジェクトの事業・資金規模についても、プロジェクトによっては従来の NEDO プロジェクトと比べて規模は10倍、期間は2倍である。
- ②NEDO においては、GI 基金事業はこれまでにない仕組み、規模、期間であることを踏まえつつ、NEDO 内体制を過度に肥大化させることなく、プロジェクト成果の社会実装に向けて効率的な推進、管理を実施する運営体制を構築することとしたい。
- ③具体的には、NEDO のプロジェクトマネジメントにおいて、参画する企業の経営層のコミットメントの下、企業が持つ技術開発力、情報収集・分析、知見・ネットワーク等を最大限に活用可能な環境を整備することが重要かつ必要と考えている。このため、NEDO では、新たな方式として、プロジェクト実施の鍵となる PM に、可能な限りプロジェクト参画企業からの出向者を充てることとしたい。
- ④一方で、PM は、前述のとおり公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクト進捗状況の把握及び参画企業等への支援、分野別ワーキンググループ及び担当省庁への報告等の業務を総括する立場であるため、当然のことながら、出向元企業（参画企業）との関係において、より精緻な利益相反行為の未然防止措置を講ずることとし、対外公表を前提とした NEDO の規定として整備することとする。

4. NEDO が講ずる利益相反行為の未然防止措置（案）

- ①理事長がプロジェクト参画企業からの出向者を PM に任命する場合には、出向元企業との関係における利益相反行為の未然防止のため、以下を中心とする措置を講じる。（別添2参照）

- ・ PM には出向元企業を対象とする審査・採択・契約／交付・検査・支払の業務に関与させない。
- ・ 実施内容の変更に関する審査、プロジェクトの進捗評価は第三者委員会（「技術・社会実装推進委員会」等）が行う。
- ・ プロジェクトの実施に関して NEDO 組織としての意思決定に属する事項については、従来のおり PM は上長（理事、部長等）の監督下にあるものとし、上長の了承、決裁を経るものとする。 等

②更に、NEDO においては、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づき、すべての役職員（企業等から NEDO への出向した役職員を含む）に対して秘密保持義務を課しており、これに違反した場合には、罰則が課せられるとともに、「職務上遵守すべき行動規範」、「業務運営における利益相反排除のための措置に関する機構達」により利益相反行為を禁止している。また、当然ながら NEDO においては、公正かつ適正な業務運営のため、当然ながら理事長、副理事長、理事、部長等による PM の管理・監督等のガバナンスを徹底することとする。

5. 出向元企業により不正行為が行われた場合の措置

出向元企業が、同社からの出向により PM を務めている者に対して自社にとって有利な取扱いをするよう促すなど、事業の公正性を損ねるような行為を行った場合には、契約解除等により基金事業の実施主体から排除するとともにその後の補助金交付等を停止するなどの措置を講ずる。

以上